

令和7年度 愛知県新城市地域おこし協力隊募集要項

1 新城市ってどんなところ？

新城市は、愛知県の東部、東三河の中央に位置し、豊かな自然に恵まれた地域です。市域の約8割が三河山間部を形成し、豊かな森林と水源地としての役割を担っています。近年では新東名高速道路や東名高速道路、三遠南信自動車道が通り、名古屋市、浜松市とも1時間圏内のアクセスを有しています。

新城市は地域企業が多く、工業や農業、観光業など多彩な産業が盛んな地域です。しかしながら、少子高齢化に伴う労働力不足が課題となっており、特に地域企業の人材確保が急務となっています。

2 新城市の地域おこし協力隊について

新城市は平成25年度から地域おこし協力隊を募集し、過去に15名以上の隊員が活動してきました。現在も隊員は地域の課題解決に取り組んでおり、特に地域の産業活性化や観光資源の開発に貢献しています。

3 募集（活動）内容

地域キャリアコーディネーター業務

(1) 募集人員 2名

新城市は過疎化や少子高齢化により、地域企業が採用に苦しんでいます。特に新城市本社の中小企業は、大手企業に対抗できる人材を確保することが難しくなっております。地域おこし協力隊には、地域企業の魅力向上や採用支援活動を通じて、人材確保のサポートをお願い致します。

(2) 主な活動内容

令和7年度

- ・意欲的な企業を集めた情報共有会議の開催
- ・人事担当者向けセミナーの実施
- ・採用市場の実態把握
- ・地域企業実態把握のためのヒアリング
- ・他地域事例の情報収集

令和8年度

- ・中核人材向けセミナーの企画
- ・企業の要望に添った個別支援
- ・企業間交流機会の創出
- ・意欲的な企業を集めた情報共有会議の開催
- ・人事担当者向けセミナーの実施

- ・採用市場の実態把握
- ・地域企業実態把握のためのヒアリング
- ・他地域事例の情報収集

令和9年度

- ・中核人材向けセミナー企画
- ・実践型インターンシップ受入支援
- ・企業間交流機会の創出合同社員研修の実施
- ・採用支援
- ・人事担当者向けセミナー企画
- ・地域企業実態把握のためのヒアリング

4 応募要件

居住地要件

①および②のいずれかを満たす方

①応募時点で3大都市圏内の都市地域（※1）又は地方都市（条件不利地域（※2）は除く）に住民票がある方、または、これまで地域おこし協力隊員として、一定期間（2年以上）活動し、かつ解職から1年以内の方、または、一定期間（2年以上）JET参加者として活動し、かつ、JETプログラム終了から1年以内の方。

②契約後、新城市に住民票を異動することができる方

※1 3大都市圏内の都市地域とは

埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県の区域全部

※2 条件不利地域とは

次の①～⑦のいずれかの対象地域・指定地域を有する市町村をいう。

①過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法②山村振興法③離島振興法④半島振興法⑤奄美郡島振興開発特別措置法⑥小笠原諸島振興開発特別措置法⑦沖縄振興特別措置法

その他要件

- ・コミュニケーション能力、企画立案能力がある方
- ・地域貢献活動に強い意欲があり、地域住民と良好な関係を築ける方
- ・スマートフォンやSNS活用スキルがある方
- ・普通自動車運転免許（AT限定可）を持ち、運転できる方
- ・地域おこし協力隊終了後、新城市に定住する意欲のある方
- ・一般的なパソコン操作やインターネット活用ができる方

5 契約内容等

(1) 勤務日数及び勤務時間

週 30 時間程度の活動を想定

基本的に市役所への出勤は必要ありませんが、必要に応じて打ち合わせを行います。毎月の活動内容をまとめた報告書の提出が求められ、退任時に活動報告会を実施します。

(2) 契約形態

業務委託契約（個人請負契約）

契約期間

令和 7 年 8 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日

※活動の成果に応じ、最長で 2 年間委嘱を延長することがあります。その場合でも、業務委託契約は年度ごとに締結します。

(3) 活動費

・委託料

令和 7 年度 3,215,500 円以内

（うち月額 265,166 円は給与相当分として支払う原則固定費。活動に要する経費は上限 1,094,172 円）

住居費なども経費として認められますが、上限を超える部分は自己負担となります。

・活動に要する経費

	対象経費	
1	住居に関する経費	家賃、敷金・礼金・駐車場代（月額 60,000 円上限）
2	活動用車両	車両リース料（業務に最低限必要な設備を要する車両）
3	消耗品費等	消耗品費、印刷製本費
4	燃料費等	ガソリン代、作業道具等の燃料費
5	講師料等に関する経費	外部アドバイザー等を招へいする際の講師料等
6	研修・資格取得に関する経費	事業実施に必要な研修および定住に必要な資格取得
7	出張旅費	活動に必要な電車賃、タクシー代等
8	その他活動に要する経費	住民や企業との意見交換会開催に必要な会場使用料

・個人負担となる経費

① 国民健康保険、国民年金

② 光熱水費

③ 引越し費用

※雇用保険には加入しません。健康保険、年金等は自身で対応してください。

※活動に支障がなければ、副業可能です。

6 応募手続き

(1) 申込受付期間

令和7年4月14日から令和7年5月30日まで

(2) 提出書類

- ・新城市地域おこし協力隊申込書
- ・運転免許証の写し

※協力隊員に内定後、現在の居住地の住民票の写し及び納税証明書の提出が必要です。

(3) 提出方法

- ・郵送または電子メールにて受付
- ・提出書類のデータ化（PDF、Word、Excel 等）で送信してください。

7 選考方法

(1) 面接審査により選考します。

(2) 日程等の詳細は概ね1週間以内に電子メールにて通知します。なお、応募資格が認められない応募者に対しては、その旨を通知します。

面接審査は応募書類の記載事項を基に実施します。審査結果は概ね1週間以内に電子メールで受験者に通知します。

※面接会場は新城市役所を予定しています。会場までの交通費は自己負担です。

8 問い合わせ

新城市産業振興部産業政策課（担当 中野）

〒441-1392 愛知県新城市字東入船115番地

電話：0536-23-7634

メール：shoukou@city.shinshiro.lg.jp